

令和8年度 展示会出展費用助成金 募集案内

中東情勢の変化や米国による関税措置等による影響を受ける
市内中小企業の販路開拓を支援するため、
国内展示会出展にかかる費用の一部を助成します。

募集時期	①申請期間(先着順)	②対象となる展示会出展期間	③実績報告書提出期限
第1期 (15件程度)	令和8年4月22日(水)9時から 令和8年8月31日(月)17時まで	令和8年5月22日(金)から 令和8年9月30日(水)まで	助成事業が完了した日から 起算して30日を経過した日まで
第2期 (15件程度)	令和8年9月1日(火)9時から 令和9年2月24日(水)17時まで	令和8年10月1日(木)から 令和9年3月26日(金)まで	助成事業が完了した日から 起算して30日を経過した日、又は 令和9年3月31日(水)17時まで のいずれか早い日まで

⚠ 原則、助成を受ける展示会出展日の**1か月前まで**に、申請書類一式を提出してください。

お問合せ

横浜市経済局中小企業振興課

展示会出展費用助成担当

TEL 045-671-4236

Email ke-tenji@city.yokohama.lg.jp

受付時間 9:00~17:00

(土・日・祝日、12月29日~1月3日を除く)

制度の概要	- 4 -
(1) 制度の目的	- 4 -
(2) 助成率・助成金額.....	- 4 -
(3) 助成対象者の主な要件 ▶P. 7～8	- 4 -
(4) 助成対象となる事業（展示会）の主な要件 ▶P. 9～10.....	- 5 -
手続の流れ	- 6 -
1 助成対象者の要件	- 7 -
助成対象者の要件	- 7 -
2 助成対象となる事業（展示会）	- 9 -
(1) 助成対象となる展示会要件.....	- 9 -
(2) 助成対象となる経費一覧.....	- 10 -
(3) 助成対象外となる主な経費.....	- 10 -
(4) 助成対象期間の考え方	- 11 -
3 申請書の提出.....	- 12 -
(1) 申請期間.....	- 12 -
(2) 申請方法.....	- 12 -
(3) 受託事業者による要件確認について	- 12 -
(4) 申請に必要な書類.....	- 13 -
4 交付申請の変更・中止・廃止について	- 15 -
(1) 交付申請事業の取下げ	- 15 -
(2) 助成事業の内容変更等	- 15 -
5 実績報告書の提出	- 16 -
(1) 提出期限.....	- 16 -
(2) 提出方法.....	- 16 -
(3) 実績報告に必要な書類	- 17 -

6 助成金交付請求	- 18 -
(1) 交付請求書の提出.....	- 18 -
(2) 助成金の振込.....	- 18 -
7 関係書類の保存	- 18 -
関係書類の保存.....	- 18 -
8 注意事項	- 18 -
(1) 事業者の公表について	- 18 -
(2) 収集する情報の取扱いについて.....	- 18 -
お問合せ先	- 18 -
(1) お問合せ先	- 18 -
(2) 事業ウェブサイト.....	- 18 -

制度の概要

(1) 制度の目的

本助成金は、中東情勢の変化やアメリカ合衆国（以降、「米国」という。）による関税措置等の影響を受ける市内事業者に対して、販路開拓のための展示会出展等にかかる費用の一部を助成することにより、市内中小企業の経営基盤及び競争力強化を図ることを目的としています。

(2) 助成率・助成金額

助成率	助成限度額
助成対象経費の1/2	上限30万円(千円未満切捨て)
横浜グランドスラム企業(※)に限り、 助成対象経費の2/3	上限30万円(千円未満切捨て)

※横浜グランドスラム企業である場合に限る(各4制度すべての認定・認証期間中の場合のみ)

(3) 助成対象者の主な要件 ▶P. 7～8

- ・中小企業者(P8参照)であること
- ・横浜市内に事業所があり、申請時点において横浜市内で12か月以上継続して営業していること
- ・横浜市税(法人にあっては法人市民税を、個人事業主にあっては市・県民税をいう。)の納税義務者であり、市税の滞納がないこと
- ・横浜市の「脱炭素取組宣言」を行っていること
- ・次のいずれかに該当していること
 - 米国の関税措置の影響を受けて、売上高、又は売上高総利益率（粗利率）、売上高営業利益率が5%以上減少している
 - 日産自動車株式会社の経営再建策の影響を受ける
 - 中東地域向け、又は最終的に中東地域で使用される製品・部品・材料等を製造・供給する企業で、中東情勢の変化による影響を受ける

(4) 助成対象となる事業（展示会）の主な要件 ▶P. 9～10

- ・事業者との商談を開催趣旨とする展示会であり、販売(即売)を開催趣旨としていない展示会
- ・日本国内で開催される展示会
- ・前回の出展者数が 800 社、又は来場者数が 15,000 人以上の展示会
- ・展示会出展期間が

<第1期>令和8年5月22日(金)以降に始まり、令和8年9月30日(水)まで

<第2期>令和8年10月1日(木)以降に始まり、令和9年3月26日(金)まで

に終了するもの

- ・国、地方公共団体その他団体から助成や支援を受けて出展していないこと

手続の流れ



【準備】脱炭素取組宣言

右の二次元コード又は横浜市のWEBページから「脱炭素取組宣言」を行い、宣言書又は確認書を取得します。



① 申請書の提出 ▶P.12

横浜市のホームページから電子申請で提出

【申請期間:第1期】

令和8年4月22日(水)9時~令和8年8月31日(月)17時

【申請期間:第2期】

令和8年9月1日(火)9時~令和9年2月24日(水)17時

原則、助成対象事業(展示会)の出展日から1ヶ月前までに、申請書類一式を提出してください。

※すべての書類が完備されていることを確認できた時点で受付完了となります。

市-① 電話等でのヒアリング (受託事業者による要件確認)

申請要件の確認のため、横浜市の受託事業者である(一社)神奈川中小企業診断士会より、記載内容について電話等でヒアリングを行います。
また、追加書類の提出や提出済み資料の修正をお願いすることがあります。

市-② 交付決定通知書の送付

※1か月程度かかります。

書類の審査後、交付又は不交付の決定通知書をお送りします。

※実績報告書の提出時に必要になりますので、必ずご自身で保管してください。

② 事業実施

(展示会への出展)

【出展期間:第1期】令和8年5月22日(金)から令和8年9月30日(水)まで

【出展期間:第2期】令和8年10月1日(木)から令和9年3月26日(金)まで

③ 実績報告書の提出 ▶P.16

横浜市のホームページから電子申請で提出

【提出期限:第1期】

助成事業が完了した日から起算して30日を経過した日までに提出してください。

【提出期限:第2期】

助成事業が完了した日から起算して30日を経過した日 又は、令和9年3月31日(水)17時のいずれか早い日までに提出してください。

実績報告書の提出時には、助成対象経費の支出を証明する書類が必要となります。

そのため、実績報告書の提出期限までに支払いが完了しているものに限り助成対象となります。

市-③ 交付額確定通知書の送付

※1か月程度かかります。

書類の審査後、交付額確定通知書をお送りします。

※請求書の提出時に必要になりますので、必ずご自身で保管してください。

④ 請求書の提出(助成金の受領) ▶P.18

請求書は原則1週間以内に提出してください。

1 助成対象者の要件

助成対象者の要件

次のすべてを満たしている必要があります。

- (1) 中小企業者（※¹）であること。ただし、次に該当する場合を除く。
 - ア みなし大企業（※²）
 - イ 政治・経済・文化団体、宗教法人・団体
 - ウ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 3 条第 1 項の適用を受けた飲食店（公序良俗に反するなど社会的に批判を受けるおそれのないものを除く。）及び第 2 条第 5 項に定める性風俗関連特殊営業
- (2) 横浜市内に事業所（本社、支社、工場、研究（部門）所等）があること。
- (3) 交付申請日において横浜市内で 12 か月以上継続して営業していること。
- (4) 次のいずれかに該当すること。
 - <米国関税措置（※³）の影響>
 - ① 最近 1 か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して 5 %以上減少している。
 - ② 最近 1 か月間の売上高総利益率（粗利率）が前年同月、又は直近決算の売上高総利益率（粗利率）と比較して 5 %以上減少している。
 - ③ 最近 1 か月間の売上高営業利益率が前年同月、又は直近決算の売上高営業利益率と比較して 5 %以上減少している。
 - <日産自動車株式会社の経営再建策（※⁴）の影響>
 - ④ 日産自動車株式会社の経営再建策による生産体制縮小の影響を受ける。
 - <中東情勢の変化（※⁵）による影響>
 - ⑤ 中東地域（※⁶）向け、又は最終的に中東地域で使用される製品・部品・材料等を製造・供給する企業で、中東情勢の変化による影響を受けるもの
- (5) 自社で企画・開発・製造（国内委託加工含む）した製品・商品・サービスの販路開拓を目的としていること。

※コンサルタント事業は対象外ですが、他社製品を代理店として販売する卸売業や小売業も対象です。
- (6) 横浜市が実施する脱炭素取組宣言制度による脱炭素取組宣言を行っていること。
- (7) 横浜市税（法人にあっては法人市民税を、個人事業主にあっては市・県民税をいう。）の納税義務者（非課税、課税免除、減免等となる者を含む。）であること。
- (8) 市税及び横浜市に対する債務の支払い等の滞納がないこと。
- (9) 事業を営むに当たって、関連する法令及び条例等を遵守していること。
- (10) 横浜市暴力団排除条例に基づく暴力団でないこと。代表者又は役員のうち暴力団員に該当するものがある法人でないこと。
- (11) 公序良俗に反する等のその他市長が適当でないとするものでないこと。

※¹ 中小企業者

中小企業基本法第2条第1項に規定する「資本金の額又は出資の総額」又は「常時使用する従業員の数」（※⁷）のいずれかを満たす法人又は個人事業主とする。

業種	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
① 製造業、建設業、運輸業、その他業種（②～④を除く）	3億円以下	300人以下
② 卸売業	1億円以下	100人以下
③ サービス業	5,000万円以下	100人以下
④ 飲食サービス業、小売業	5,000万円以下	50人以下

会社法以外の法人（一般社団法人、公益社団法人、一般財団法人、公益財団法人、医療法人、学校法人、宗教法人、社会福祉法人、農事組合法人、NPO法人、企業組合、協業組合、商工組合、事業協同組合、事業協同小組合等）は対象外となります。

○サービス業に該当する業種

「情報通信業」のうち「放送業」「情報サービス業」「映像・音声・文字情報制作業（一部）」「駐車場業」「物品賃貸業」「学術研究、専門・技術サービス業」「宿泊業」「生活関連サービス業、娯楽業」「教育、学習支援業」「医療、福祉」等

○その他業種に該当する業種

「不動産業（駐車場業を除く）」「情報通信業（上記サービス業に該当するものを除く）」「旅行業」「農業」「金融業、保険業」等

詳細については、中小企業庁HP及び総務省「日本標準産業分類」をご確認ください。

中小企業庁：中小企業・小規模事業者の定義：<https://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/teigi.html>

※² みなし大企業

次のいずれかに該当する中小企業者を指します。

- ア 一つの大企業（中小企業者以外の者（地方公共団体を含む））に発行済み株式総数又は出資総額の2分の1以上を所有又は出資されている中小企業者
- イ 複数の大企業に発行済み株式総数又は出資総額の3分の2以上を所有又は出資されている中小企業者
- ウ 役員の半数以上を大企業の役員又は社員が兼務している中小企業者

※³ 米国関税措置

米国第二次トランプ政権が発表した、国際緊急経済権限法若しくは1962年通商拡大法232条等に基づき、実行した又は今後実行する関税に関する一連の通商政策

※⁴ 日産自動車株式会社の経営再建策

日産自動車株式会社が令和7年5月13日に発表した、令和8年度までに自動車事業の営業利益およびフリーキャッシュフローの黒字化を目指して策定した経営再建計画

※⁵ 中東情勢の変化

令和8年2月28日以降に中東地域において発生した政治的、軍事的又は外交上の事象に起因し、当該地域又は国際社会に影響を及ぼす状況の変動をいう。

※⁶ 中東地域

外務省ウェブページの地域別インデックス（中東）で掲げる次の国及び地域をいう。
アフガニスタン、アラブ首長国連邦、イエメン、イスラエル、イラク、イラン、オマーン、カタール、クウェート、サウジアラビア、シリア、トルコ、バーレーン、ヨルダン、レバノン、パレスチナ

※⁷ 常時使用する従業員

業務に従事する者をいう。ただし、以下のいずれかに該当する場合を除く。

- ・会社役員
- ・個人事業主及びその家族従業員（同一生計者で3親等内の親族をいう。）
- ・日々雇い入れられている者
- ・2か月以内の期間を定めて使用されている者
- ・試用期間中の者
- ・季節的業務に4か月以内の期間を定めて使用されている者

2 助成対象となる事業（展示会）

（1）助成対象となる展示会要件

1事業者につき、同一年度内1申請を行うことができ、次のすべてを満たしている必要があります。

ア 事業者との商談を開催趣旨とする展示会であり、販売（即売）を開催趣旨とした展示会ではないこと。

※簡易的な催事、ギャラリー、展覧会、物産展、デパートやホテル等の催事の商談を主目的とするイベントは対象外です。

イ 日本国内で開催される展示会であること。

※ウェブ上でのみ開催される展示会は対象外です。

ウ 特定の顧客向けではなく一般に広く公開されており、自社の商品・サービス・技術・情報などを展示、宣伝するためのイベントであること。

※企業来場者が主催者の取引先のみの場合や協会・組合等の構成員向けサービスの一環と考えられるものは対象外です。

エ 前回の出展者数が800社、又は来場者数が15,000人以上の展示会。

※初開催の展示会については、主催者が公表している目標数で判断します。

オ 展示会出展期間が

＜第1期＞令和8年5月22日（金）以降に始まり、令和8年9月30日（水）まで

＜第2期＞令和8年10月1日（木）以降に始まり、令和9年3月26日（金）まで

に終了するもの。

※原則、申請日から起算して1ヶ月以内に終了するものは対象外です。

カ 国、地方公共団体その他団体から助成や支援を受けて出展していないこと。

(2) 助成対象となる経費一覧

経費区分		内容
① 出展料	出展小間代	申請事業者名で自ら主催者と契約し、自ら出展小間内商談を行うための小間料金、展示ブース利用料金 ○国、地方公共団体その他団体から助成や支援を受けての出展は対象外 (例) テクニカルショウヨコハマ 2026 ものづくりゾーン ○ウェブ上でのみ開催される展示会の出展料は対象外
	その他	ウェブサイトへの登録料等主催者が定める出展条件としている費用 ○出展条件として展示会主催者に支払う経費で確認可能な書類の提出ができること ○ウェブ上でのみ開催される展示会の出展料は対象外
② 施工費・ 装飾費	装飾費	助成対象展示会に係る展示ブースのデザイン・装飾に係る小間装飾委託費 ○自社小間内での使用が写真等により確認できること
	施工費	展示ブースの壁面や床面の工事等に係る経費 照明やコンセントの電気工事等に係る経費
③ 設備リース料		自社展示ブースで使用する機器等のリース・レンタルに要する経費 例：モニター、スピーカー、机、椅子等 ○自社小間内での使用が写真等により確認できること ○リース・レンタルの期間が確認可能な書類の提出ができること リース・レンタルの期間が確認できないものは、助成対象外
④ 電気使用料		自社小間内で使用する電気使用料
⑤ 運搬費		展示品や展示用資材の輸送を、運送事業者へ委託する場合の運送委託費 ○自社と展示会場間の輸送費であり、経由地を含まないこと ○展示に係る輸送であること ○輸送費に含まれる保険料は対象

⚠ 実績報告書の提出期限まで (P. 16) に支払いが完了しているものが対象となります。

(3) 助成対象外となる主な経費

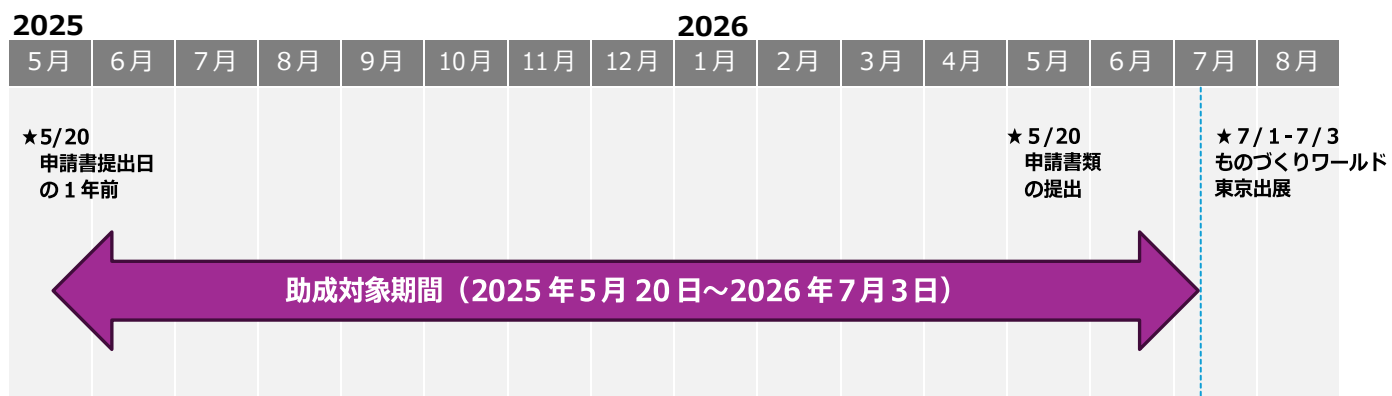
次の経費は助成の対象外となる例です。

- ア 公租公課 (消費税及び地方消費税相当額等)
- イ 振込手数料
- ウ 助成対象経費とそれ以外の経費の区別が難しいもの
- エ 支払い先が、助成対象者の役員又は役員の属する企業等であるもの
- オ 申請日から遡って1年以上前に支払っているもの
- カ ポイントを利用した場合の利用額及び値引き費用
- キ 他の取引と相殺して支払いが行われている経費
- ク その他市長が助成対象経費として不適当を認めるもの

(4) 助成対象期間の考え方

交付申請日から遡って1年前から、出展する展示会の開催終了までに発生した経費が助成対象です。

(例) ものづくりワールド 東京に出展する場合の助成対象期間



3 申請書の提出

(1) 申請期間

<第1期>

申請期間	対象となる展示会出展期間
令和8年4月22日(水)9時から 令和8年8月31日(月)17時まで	令和8年5月22日(金)から 令和8年9月30日(水)まで

<第2期>

申請期間	対象となる展示会出展期間
令和8年9月1日(火)9時から 令和9年2月24日(水)17時まで	令和8年10月1日(木)から 令和9年3月26日(金)まで

※予算を超過した場合は、申請期限前に募集を終了することがあります。

※原則、助成対象事業(展示会)の出展日から1ヶ月前までに申請書類一式を提出してください。

(2) 申請方法

原則、電子申請です。次の横浜市ホームページ内、本助成金のウェブページからアクセスしてください。

【横浜市ホームページ 展示会出展費用助成金】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kigyoshien/keieishien/kaihatsu/tenjikai/tenjikaijyosei.html>



(3) 受託事業者による要件確認について

本助成金の審査の一部は、委託により実施します。
これに伴い、申請内容の確認のため、受託事業者から申請時にご提出いただいた連絡先へ電話等でご連絡する場合があります。

また、必要に応じて、追加書類の提出や提出済み資料の修正をお願いすることがあります。

メールアドレスや電話番号などの連絡先に変更が生じた場合は、速やかに事務局までご連絡ください。

受託事業者名

一般社団法人 神奈川中小企業診断士会

(4) 申請に必要な書類

提出必須の書類		入手先						
①	<p>交付申請書一式 (第1号様式)</p> <p>ウェブサイトからダウンロードした様式(Excel)を使用してください。 PDF へのファイル形式の変換・提出を推奨します。 申請書の構成は次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 交付申請書、事業計画書 (法人概要、助成対象事業概要、対象経費)、誓約書、非課税確認同意書※、役員等一覧表 ※非課税確認同意書は、事業所税、固定資産税及び都市計画税において非課税の税目がある場合のみ提出が必要です。 <div style="border: 1px solid black; background-color: #800080; color: white; padding: 5px; text-align: center;"> <p>横浜グランドスラム企業に該当する場合は、事業計画書 (対象経費: 第1号様式の4)の該当箇所に記載してください。</p> </div>	市ウェブサイト						
②	<p>要件確認書 (第2号様式)</p> <p>該当する要件によって提出様式が異なります。 ウェブサイトからダウンロードした様式(Excel)を使用してください。 PDF へのファイル形式の変換・提出を推奨します。</p> <p>■米国関税措置による影響を受ける</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">売上高が5%以上減少している</td> <td>▶ 第2号様式(1)</td> </tr> <tr> <td>粗利率が5%以上減少している</td> <td>▶ 第2号様式(2)</td> </tr> <tr> <td>売上高営業利益率が5%以上減少している</td> <td>▶ 第2号様式(3)</td> </tr> </table> <p>■日産自動車株式会社の経営再建策の影響を受ける ▶ 第2号様式(4)</p> <p>■中東地域向け、又は最終的に中東地域で使用される製品・部品・材料等を製造・供給する企業で、中東情勢の変化による影響を受ける ▶ 第2号様式(5)</p>	売上高が5%以上減少している	▶ 第2号様式(1)	粗利率が5%以上減少している	▶ 第2号様式(2)	売上高営業利益率が5%以上減少している	▶ 第2号様式(3)	市ウェブサイト
売上高が5%以上減少している	▶ 第2号様式(1)							
粗利率が5%以上減少している	▶ 第2号様式(2)							
売上高営業利益率が5%以上減少している	▶ 第2号様式(3)							
③	<p>要件確認書(第2号様式)の内容が分かる根拠資料</p> <p>該当する要件によって提出様式が異なります。 税務署への申告書類以外の自社で作成した資料については、事業者名を記載し、代表者印を押印することで有効な書類とします。</p> <p>■米国関税措置による影響を受ける場合 ▶ 下記①、②を提出 (売上高、粗利率、売上高営業率のいずれかが5%以上減少している)</p> <p>① 最近1か月の売上高、粗利率、売上高営業利益率が分かる書類 (例) 月別試算表、売上報告書など</p> <p>② 前年同月、又は直近決算の売上高、粗利率、売上高営業利益率が分かる書類 (例) 法人事業概況説明書、月別試算表など ※「法人事業概況説明書」様式(国税庁ホームページから) https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/hojin/shinkoku/pdf/0021004-100.pdf</p> <p>■日産自動車株式会社の経営再建策の影響を受ける ▶ 下記③を提出</p> <p>③ 取引先企業名が分かる書類 (例) 契約書、請求書など</p> <p>■中東情勢の変化による影響を受ける ▶ 下記④を提出</p> <p>④ 中東地域向けの(又は最終的に中東地域で使用される製品等の)取引状況を証明する書類 (例) 輸出許可通知書、取引基本契約書、最終用途証明書など</p>	各自保管分						

④	履歴事項 全部証明 書	法人	発行後3か月以内の 法人登記簿謄本(履歴事項全部証明書、又は 現在事項全部証明書)の写し	法務局
		個人	開業届、営業許可証、青色申告書等の 資格証明書のいずれか ※事業所住所に市内住所が記載されていること、1年以上事業継続が認められる かご確認ください。 ※申請日前1年以内に届出た開業届では受付できません。 ※マイナンバーが記載されている場合は必ず黒塗りしてください。 ※青色申告書に受付印(e-Taxの場合は受付番号)が必要です。	各自保管分
⑤	納税証明書 ※提出可能な 直近年度分	法人	直近1事業年分の「法人市民税」、「事業所税」、及び直近1年度 分の「固定資産税及び都市計画税」の納税証明書の写し ※領収書は認められません。 ※法人市民税が非課税の場合は「滞納がない証明書の写し」を提出してください。 ※事業所税、固定資産税及び都市計画税が非課税の場合は、「非課税確認同意書 (第1号様式の6)」をウェブサイトからダウンロードし、提出してください。	区役所税務 課、行政サ ービスコー ナー
		個人	(課税の方) 直近1事業年分の「市・県民税」の納税証明書の写し (非課税の方) 「市・県民税の滞納がない証明書の写し」 ※領収書は認められません。	
⑥	脱炭素取組宣言		脱炭素取組宣言を行ったことが分かるもの(例)宣言書、確認書	各自保管分
⑦	展示会等の 出展案内・ パンフレット等		下記項目が 全て 記載された 展示会主催者発行の出展案内・パンフレット ※記載された「小間料」と、申請する展示会等参加費「出展小間料」との整合性 が取れるよう、必要に応じて説明を付記してください。 ①主催者 ②会期 ③会場 ④開催目的 ⑤来場対象者 ⑥小間料 ※①～⑥すべての該当部分にマーカー等で分かりやすく示して下さい。	展示会 主催者
⑧	助成対象経費の 内訳のわかる書類		助成対象経費の金額及び経費の内訳が確認できる書類 (例)見積書、契約書、領収書、料金表等	各自保管分

4 交付申請の変更・中止・廃止について

(1) 交付申請事業の取下げ

交付決定の内容や付された条件に不服がある場合は、交付決定を受けた日から起算して 10 日以内に、展示会出展費用助成金交付申請取下届(第6号様式)を提出してください。

(2) 助成事業の内容変更等

ア 事業の中止・廃止について

助成対象事業を取りやめる場合は、速やかに下記問合せ先までご連絡ください。

イ 交付申請内容の変更について

商号、代表者、所在地の変更や事業計画の内容に変更が生じた場合は、速やかに下記問合せ先までご連絡ください。

<問合せ先>
横浜市経済局中小企業振興課
電話:045-671-4236 メールアドレス:ke-tenji@city.yokohama.lg.jp

ウ 助成金の交付決定の取消しと返還について

次の場合には、助成金の交付決定を取り消すことがあります。

- (ア) 助成金を他の用途で使用したとき。
- (イ) 虚偽の申請、報告その他助成金の交付等に関連して不正の行為があるとき。
- (ウ) 申請者(法人にあつては代表者及び役員)が暴力団、暴力団員に該当するとき。
- (エ) 助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件等に違反したとき。
- (オ) 事業実績報告書を期日までに適正に提出しなかったとき。
- (カ) その他法令、条例、規則又は展示会出展費用助成金交付要綱に基づき市長が行った指示に違反したとき。

5 実績報告書の提出

(1) 提出期限

<第1期>

対象となる展示会出展期間	提出期限
令和8年5月22日(金) ～令和8年9月30日(水)の場合	<u>助成事業が完了した日から起算して30日を経過した日</u> までに提出してください。

<第2期>

対象となる展示会出展期間	提出期限
令和8年10月1日(木) ～令和9年3月26日(金)の場合	<u>助成事業が完了した日から起算して30日を経過した日</u> 又は <u>令和9年3月31日(水)17時まで</u> の いずれか早い日 までに提出してください。

実績報告書の提出時には、助成対象経費の支出を証明する書類が必要となります。
そのため、実績報告書の提出期限までに支払いが完了しているものに限り助成対象となります。

※期限までに不備、不足のない書類等が提出されない場合は、助成金を交付することができません。
余裕をもってご提出ください。

(2) 提出方法

原則、電子申請です。次の横浜市ホームページ内、本助成金のウェブページからアクセスしてください。

【横浜市ホームページ 展示会出展費用助成金】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kigyoshien/keieishien/kaihatsu/tenjikai/tenjikaijyosei.html>



(3) 実績報告に必要な書類

提出必須の書類			入手先	
①	事業実績報告書一式 (第10号様式)	<p>ウェブサイトからダウンロードした様式(Excel)を使用してください。 PDF へのファイル形式の変換・提出を推奨します。 申請書の構成は次のとおりです。 ▶ 事業実績報告書、詳細、対象経費</p> <p><u>事業実績書(詳細)には、展示会当日の写真の貼付が必要です。</u> <u>出展状況がわかる展示(小間)スペース全景、リース品の使用数量、装飾内容が確認できる写真を撮影してください。</u></p>	市ウェブサイト	
②	助成対象経費の支出を証明する書類	現金	<p>経費の支出を証明する内訳の分かる領収書 ※宛名が記入されていること。 (法人：法人名、個人事業主：「屋号・商号」又は「代表者名」) ※領収書に内訳が記載されていない場合は、内訳が記載された契約書、納品書、請求書等を合わせてご提出ください。</p>	各自保管分
		振込	<p>① 経費の支出を証明する内訳の分かる請求書等 ② 支払いが確認できる通帳や当座勘定照合表 インターネットバンクの場合 ▶ 入出金明細、取引明細照会等</p>	
		クレジットカード	<p>① 経費の支出を証明する内訳の分かる請求書等 ② クレジットカード利用明細 ③ 支払いが確認できる通帳や当座勘定照合表</p> <p>※決済回数は1回(1回払い)のみ ※必ず補助金交付申請書に記載のある事業者名(法人：法人名、個人：個人名(屋号))のカードで決済してください。申請事業者が法人であるにもかかわらず、代表者等の個人名義カードや他の法人口座のカードによって決済が行われた場合は、助成対象となりません。</p>	
③	「交付決定通知書」の写し	「交付決定通知書」の写し(横浜市から送付された書類)	各自保管分	

6 助成金交付請求

(1) 交付請求書の提出

交付額確定通知書受領後から、原則1週間以内にご提出をお願いします。

提出に必要な書類と提出方法につきましては、交付額確定通知書を送付する際に同封するご案内にてご確認ください。

(2) 助成金の振込

適正な「交付請求書」を横浜市が受領後、1か月程度でご指定の口座に助成金が振り込まれます。

7 関係書類の保存

関係書類の保存

当助成事業に関して、横浜市から受領した書類（交付決定兼交付額確定通知）や助成対象経費に係る投資を証明する書類、帳簿、領収書等を整備し、交付決定を受けた日の属する年度末から5年間保存しなければなりません。

8 注意事項

(1) 事業者の公表について

助成金の交付を受けた事業者の概要及び交付年度、活動内容の概要、助成金額等を公表する場合があります。

(2) 収集する情報の取扱いについて

横浜市が行う実地及び書面等による調査及び支援による成果等に関するアンケート調査依頼、本市支援施策の紹介のため、申請者の情報を本市の他部署に提供する場合があります。

お問合せ先

(1) お問合せ先

横浜市経済局中小企業振興課 展示会出展費用助成担当
TEL : 045-671-4236 Email : ke-tenji@city.yokohama.lg.jp

(2) 事業ウェブサイト

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kigyoshien/keieishien/kaihatsu/tenjikai/tenjikaijyosei.html>

横浜市 展示会出展費用助成金 🔍

